

さいたま市告示第 1 2 9 4 号

農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、さいたま市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中にさいたま市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 8 月 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所
さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間
自 令和 8 年 8 月 6 日
至 令和 8 年 9 月 7 日
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 7 7